

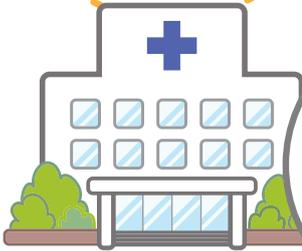
0歳～6歳の
就学前の子ども

子ども医療
ひとり親医療
心身障害者医療の
受給者

未就学児の医療費助成

窓口での負担が少なくなります！

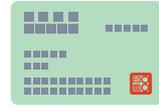
令和元年8月
診療分から



県内の医療機関・調剤薬局
受診のみ適用



病院の窓口



健康保険証



健康保険証



受給資格証



受給資格証



【受診する際の持物】

(受診する度に提示が必要)

- 新しい**受給資格証**(水色。7月下旬に発送)
- 健康保険証**※医療費が高額となる場合、
限度額適用認定証が必要

今まで

償還払い方式

医療費(保険適用分)
を窓口負担し、約2～
3か月後に医療費の助
成(医療費から一部負
担金を差し引いた金額)
を受けます

これから

現物給付方式

窓口で**一部負担金**
を支払うだけで医療
を受けることができ
ます
※保険適用
に限る



一部負担金

通院：医療機関ごとに月額 500 円
入院：医療機関ごとに月額 1,000 円
(14日未満の入院は 500 円)
調剤薬局：一部負担金なし
※心身障害者医療を受給している人は外来の上限金額が月
額 1,500 円となります。窓口で 1,500 円を超える医療費
を支払った場合は、約 2 か月後に超過分が助成されます

【注 意 点】

- 次の場合は医療機関で医療費(保険適用分)を窓口負担し、助成金交付請求書と領収証等により請求が必要です。
新しい**受給資格証(水色)**を提示しなかった場合
県外の医療機関を受診した場合
健康保険適用の治療用装具・眼鏡を作成した場合
- 次の場合は**受給資格がなくなります。**資格喪失後の受給資格証は使用できませんので、必ず返還してください。
受給資格証が使われた場合、医療費助成金の返還を求めることになります。
市外へ転出する場合
生活保護を受給するようになった場合
健康保険の資格がなくなった場合
医療助成のある施設に入所した場合
- 保育所、幼稚園でのけが等で「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害給付を受ける場合は医療費助成の対象外になります。
- 6歳到達年度末までは、新しい受給資格証(水色)を使用してください。
- 同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「はしご受診・重複受診」や急病などでやむを得ない場合以外で、夜間・休日に受診する「コンビニ受診」は避けてください。ケガや急病で、病院へ行った方がよいか判断に迷ったときは、こども救急電話相談(# 8000)まで。
- 医療費助成制度の対象となる子で、まだ受給資格証を持っていない人はすみやかに手続きしてください。

【問合せ】子ども育成課(☎ 34-5042)、福祉医療課(☎ 34-4754)